

加盟団体規則

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本テックボール協会（以下「本協会」という。）基本規則第6条の規定に基づき、同規則第2条に定める加盟団体に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 都道府県テックボール協会

各都道府県におけるテックボール界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体

(2) 地域テックボール協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県テックボール協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道テックボール協会を地域組織とみなす。）

地域 都道府県

北海道： 北海道

東北： 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東： 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

北信越： 長野、新潟、富山、石川、福井

東海： 静岡、愛知、三重、岐阜

関西： 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国： 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国： 香川、徳島、愛媛、高知

九州： 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 加盟チームの種別については、加盟チーム規則第3条の定めるところによる。

第2節 都道府県テックボール協会

(権限)

第3条 都道府県テックボール協会は、各都道府県におけるテックボール界を統括し、各都道府県におけるテックボールの普及及び振興を図る。

(組織)

第4条 都道府県テックボール協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

(1) 議決機関

(2) 執行機関

(3) 各種委員会（本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。）

2 都道府県テックボール協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。

3 都道府県テックボール協会は、支部を保有することができる。

4 都道府県テックボール協会は、原則として、地区／市区郡町村テックボール協会を当該都道府県テックボール協会の加盟団体とする。

5 支部及び地区／市区郡町村テックボール協会に関する規定等は、都道府県テックボール協会が別に定めるものとする。

(都道府県テックボール協会代表者会議)

第5条 本協会は、理事会の決定により必要と認めるときは、都道府県テックボール協会代表者会議を招集することができる。

(届出義務)

第6条 都道府県テックボール協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 役員の名簿及び業務分担表

(4) 執行機関及び議決機関の議事録

2. 都道府県テックボール協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 財務諸表及び収支計算書

(3) 執行機関及び議決機関の議事録

(入会金及び分担金)

第7条 都道府県テックボール協会は、毎年3月末日までに、次項に定める方式により算出された分担金を、本協会に納付しなければならない。

2 分担金の金額は、次の各号の合計金額とする。

(1) 第1種加盟チーム数 × 7,000円

(2) 第1種加盟チーム選手数 × 2,000円

- (3) 第2種加盟チーム数 × 2, 500円
- (4) 第2種加盟チーム選手数 × 1, 000円
- (5) 第3種加盟チーム数 × 2, 500円
- (6) 第3種加盟チーム選手数 × 700円
- (7) 第4種加盟チーム数 × 2, 500円
- (8) 第4種加盟チーム選手数 × 700円
- (9) 女子加盟チーム(年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する)数 × 7, 000円
- (10) 女子加盟チーム(12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される)数 × 2, 500円
- (11) 女子加盟チーム選手(18歳以上)数 × 2, 000円
- (12) 女子加盟チーム選手(15歳以上18歳未満又は高等学校在学中)数 × 1, 000円
- (13) 女子加盟チーム選手(12歳以上15歳未満又は中学校在学中)数 × 700円
- (14) シニア加盟チーム数 × 7, 000円
- (15) シニア加盟チーム選手数 × 1, 500円

第3節 地域テックボール協会

(権限)

第8条 地域テックボール協会は、テックボールの指導及び普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

(経費の分担)

第9条 都道府県テックボール協会は、当該地域の地域テックボール協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

(届出義務)

第10条 地域テックボール協会は、事務所及び役員の氏名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第6節 協会納付金

(協会納付金)

第11条 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。

2 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。

第7節 附則

(改正)

第12条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第13条 本規則は、2019年4月1日から施行する。